

原付の**再登録**をお考えの方へ、必ずお読みください。

原動機付自転車および小型特殊自動車は、 軽自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車と異なり、 一時抹消制度がありません！！

軽自動車税(種別割)は、車両を所有していることを要件として所有者に課税されるものであり、制度上、道路を走行していない車両であったり、ナンバープレートの交付を受けていない車両であっても課税対象になります。

一時的に廃車した原動機付自転車を4月1日(賦課期日)をまたいで同一名義人(または同居のご家族の名義)で再登録した場合、引き続き車両を所有されているものとして、その年度の軽自動車税(種別割)は納付していただくことになります。

また、軽自動車税(種別割)の課税を免れるために、原動機付自転車を所有しているにもかかわらず一時的に廃車手続きをした場合、地方税法第463条の22の規定により**100万円以下の罰金刑**が科される場合がありますのでご注意ください。

廃車が認められない場合の例

- ・ しばらく公道を走る予定がないため廃車手続きをしたが、車体はそのまま所有し続けていた。
- ・ 故障して使用できない状態だったため廃車手続きをしたが、修理ができたので再登録することにした。
- ・ 友人に譲るつもりで廃車手続きをしたが、思い直してもう一度登録して使用することにした。

上記の場合を含め、同一名義人(または同居のご家族の名義)による原付の**一時的な廃車は認められません**。

すでにナンバープレートを返却した状態であっても、遡って軽自動車税(種別割)の課税対象となります。

すでに一時的に廃車をしてしまった場合

廃車年月日まで遡って再登録(ナンバープレートは新たに交付します。)し、一時的に廃車していた期間中の軽自動車税(種別割)を課税いたしますので、廃車申告受付書とご本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちのうえ、市民税課までお越しください。

〒344-8577

埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

春日部市役所市民税課 諸税担当

TEL: 048-736-1111(代表)

FAX: 048-733-3825

参考条文(抜粋)

地方税法

(軽自動車税の納税義務者等)

第四百四十三条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、それぞれ当該三輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。

(種別割に係る虚偽の申告等に関する罪)

第四百六十三条の二十 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、**三十万円以下の罰金**に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(種別割の脱税に関する罪)

第四百六十三条の二十二 偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、**百万円以下の罰金**に処する。

春日部市税条例

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 (前略)

3 軽自動車等の**所有者等でなくなった者**は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、市長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。(後略)

6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の**所有者等でなくなった者**は、市長に対し、第87条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。

道路運送車両法

(定義)

第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「**自動車**」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する**原動機付自転車以外のものをいう**。

(一時抹消登録)

第十六条 登録**自動車**の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その**自動車**を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

上記のとおり、原動機付自転車は「自動車」に含まれないため、**一時抹消登録をすることはできません**。